

ライフプランに関する 平成27年度税制改正の ポイント

平成27年1月14日に平成27年度税制改正大綱が閣議決定され、3月31日に税制改正法案が国会で可決・成立しました。

今回の改正は、景気浮揚策の一環として、高齢世代に偏在する金融資産の若年（消費）世代へのシフト、平成29年4月の消費税改正への対応などに重点が置かれています。皆さまの暮らしにも関係がある税制改正も多く含まれていますので、それらを中心にご説明します。

1. 所得税の改正

● **NISAの投資上限額の引き上げ**
NISAの1年間の投資上限額は現在100万円ですが、平成28年1月から120万円に引き上げられます。

これにより毎月10万円ずつ積み立てたいというニーズに対応できることとなります。

NISA元年の平成26年6月末利用状況は60歳代以上が約6割を占めています。今後は利便性が向上され、若年層の資産形

成になお一層活用されることが期待されています。

●ジュニアNISAの創設

未成年者向けのNISA口座が平成28年1月より開設可能になります。（上場株式等の受け入れ開始は平成28年4月から）

運用管理は親権者等の代理または同意のもとに行い、18歳になるまで（18歳になる年度の12月末まで）原則、払い出しはできません。

贈与税の基礎控除額110万円を使った若年世代への資金シフトが期待されています。ジュニアNISAの概要は表1のとおりです。

●住宅ローン減税等の適用期限の延長

消費税率が10%に引き上げられる時期が、平成29年4月に変更されたことに伴い、住宅購入へ与える影響を緩和するため、住宅ローン減税等の適用期限が平成29年12月末

から平成31年6月末まで1年6ヶ月延長されました。

住宅ローン減税等の概要は表2のとおりです。



塚本 伸明
協会職員

2. 住民税の改正

●ふるさと納税制度の改正

出身地やゆかりのある地域、被災地への支援などのため、ふるさと納税を活用されている方も多くいらっしゃると思います。今回の改正ではその利便性が向上するとともに、控除限度額が増額されました。

①ふるさと納税ワンストップ特例制度
寄付先の自治体への控除申請だけで減税措置が受けられ、確定申告が不要になります。（平成27年4月より）

ただし、寄付先が5団体を超える場合には確定申告が必要になります。

本制度では所得税の減税分は住民税に一本化されます。（道府県民税2／5・市町村民税3／5）

表1 ジュニアNISAの概要

対象	0歳～19歳
運用管理	親権者等の代理または同意のもとで行う。
年間投資上限額	80万円
非課税期間	最長5年間 ^{*1}
非課税投資総額	最大400万円(80万円×5年)
口座開設期間	平成28年1月1日～平成35年12月31日 ^{*2}
非課税対象	上場株式、公募株式投信等
その他	原則18歳になる年度の12月31日まで払い出しできない。(払い出しする場合には、過去の利益について課税される。)

※1 5年経過した場合は、後の年度に開設したジュニアNISA口座へ80万円を限度に移管可能

※2 平成36年1月1日以降も20歳になる年まで、継続管理勘定(非課税)で運用可能
継続管理勘定の開設期間は平成36年1月1日から5年間

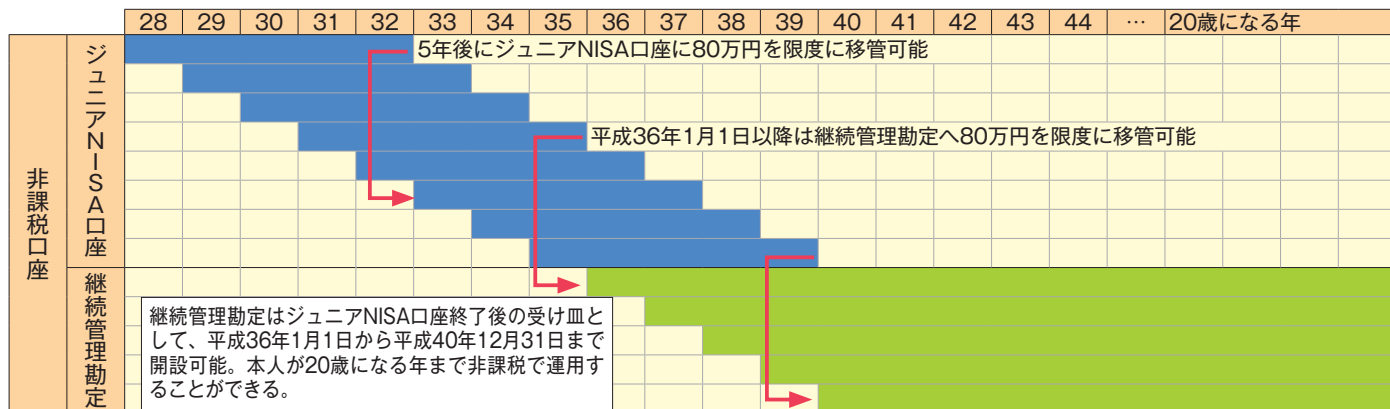


表2 住宅ローン減税等の適用期限延長

【住宅ローンを利用して住宅を購入する場合の所得税額の特別控除】

入居期間 平成26年4月～平成31年6月末

消費税率	控除対象借入限度額 ^{*2}	控除期間	控除率	各年の控除限度額	10年間の最大控除額
8%または10%	4,000万円 (5,000万円) ^{*3}	10年間	1.0%	40万円(50万円) ^{*3}	400万円(500万円) ^{*3}
課税なし ^{*1}	2,000万円 (3,000万円) ^{*3}	10年間	1.0%	20万円(30万円) ^{*3}	200万円(300万円) ^{*3}

※1 中古住宅の個人間売買等で消費税が課税されない場合

※2 当該住宅の敷地である土地の取得のための借入金も含む

※3 ()は「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅の場合

※4 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額については、当該年分の所得税の課税所得金額の7%かつ136,500円を限度に、翌年の住民税(所得割)から控除することができます。この場合の市区町村への申告は不要です

【すまい給付金^{*1}の適用期限延長】

入居期間 平成26年4月～平成31年6月末

消費税8%の場合

収入の目安 ^{*2}	給付額
425万円以下	30万円
425万円超 475万円以下	20万円
475万円超 510万円以下	10万円

消費税10%の場合(予定)

収入の目安 ^{*2}	給付額
450万円以下	50万円
450万円超 525万円以下	40万円
525万円超 600万円以下	30万円
600万円超 675万円以下	20万円
675万円超 775万円以下	10万円

※1 「すまい給付金」とは、住宅ローン減税の拡充措置を講じても減税効果が限定的な比較所得の低い方に給付金を支給し、均衡を図るための制度

※2 実際の給付額は市区町村が発行する課税証明書の住民税(都道府県)所得割額に基づき決定

【その他住宅関連の控除等の適用期限延長】

入居期間 平成26年4月～平成31年6月末

- ・特定の増改築等に係わる住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 (5年間・各年の控除限度額12.5万円)
- ・既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 (控除限度額25万円)
- ・既存住宅に係わる特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 (控除限度額 省エネ25万円 バリアフリー 20万円)
- ・認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 (控除限度額65万円)
- ・東日本大震災の被災者等に係わる住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 (10年間・各年の控除限度額60万円)

②控除限度額を住民税所得割額の2割に引き上げ

ふるさと納税における住民税の特例控除額の控除限度額は、これまで住民税所得割額の1割でしたが、今回の改正で2割に引き上げられます。

ふるさと納税のしくみは表3のとおりです。

3. 贈与税の改正

●結婚・子育て資金の一括贈与に係る

非課税措置の創設

子や孫への結婚資金・子育て資金の一括贈与が1000万円まで非課税になる措置が新設されます。

教育資金の一括贈与と同様に金融機関に専用口座を開設し、金融機関を経由して非課税申告書を所轄税務署に提出しなければなりません。

資金を引き出す場合には、受贈者は結婚・子育て資金の支払いに充当したことを証明する書類を金融機関に提出することになります。

●教育資金の一括贈与に係る非課税措置の延長・拡充

教育資金の一括贈与に係る非課税制度の適用期限が平成27年12月末から平成31年3月末に延長されました。また、教育資金の範囲に通学定期券代・留学渡航費等が追加されました。

事務手続き上の改正としては、各回1万

円以下で年間合計支払額が24万円に達するまでの場合には領収書等に代えて、支払先・支払金額等の明細書を提出することが可能になります。(平成28年1月以降に提出する書類から)

結婚・子育て資金の一括贈与、教育資金の一括贈与に係る非課税制度の概要は、表4のとおりです。

●住宅取得資金の贈与に係る非課税措置の

延長・拡充

消費税の引き上げに伴う駆け込み需要とその反動を緩和することを目的に、子や孫への住宅取得資金の贈与の非課税限度額が拡大されるとともに、適用期限が平成31年6月末まで延長されます。

非課税限度額は表5のとおりです。

4. 自動車重量税・自動車取得税・軽自動車税の見直し

●自動車重量税・自動車取得税

エコカー減税の適用期間を延長(自動車重量税は平成29年4月末まで、自動車取得税は平成29年3月末まで)するとともに、グリーン化等を進める観点から、新車の燃費性能に関する要件を平成27年度燃費基準から平成32年度燃費基準に移行します。

平成27年度燃費基準で以下の要件を満たす自動車については、引き続き税率が軽減されます。

①平成27年度燃費基準+5%以上

②平成17年排ガス規制適合
③平成17年排ガス基準△75%以上
概要は表6のとおりです。

本改正によりエコカー減税の対象外となる平成27年度燃費基準達成車については、平成29年4月末日までに新車新規登録等を行った場合に限り、重量税の税率を改正後の高い税率ではなく本則税率とする経過措置が設けられます。

なお、毎年4月に自動車の所有者に課される自動車税(道府県税)についての改正はありません。

●軽自動車税

平成27年4月以後、新車登録した軽自動車から軽自動車税(市町村税)の税率が引き上げられましたが、平成28年3月末までに取得した軽自動車で一定の要件を満たし環境性能が優れている場合には、平成28年度分の軽自動車税が軽減されるグリーン化特例が導入されます。

5. その他税制改正

●消費税の引き上げ

消費税の10%への引き上げは平成27年10月1日を予定していましたが、平成29年4月1日に1年6ヶ月延期されます。今回の延期では、平成24年税制改正の際に付されていた、経済状況等により税率引き上げを見極める「景気判断条項」は削除されました。

表3 ふるさと納税のしくみ

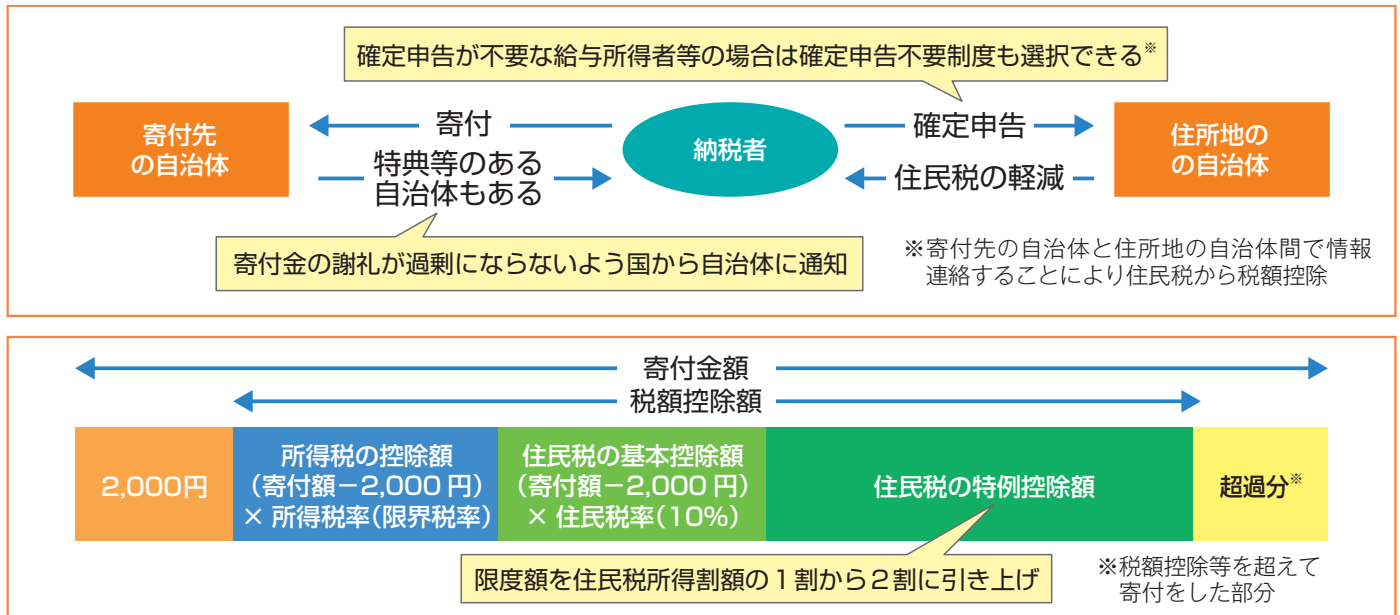


表4 結婚・子育て資金、教育資金の一括贈与に係る非課税措置の概要

	結婚・子育て資金の一括贈与	教育資金の一括贈与
資金使途	婚礼・披露宴費用、引越・住居に要する費用、妊娠・出産費用、子供の医療費・保育費など	受験料、入学金、授業料、保育料、学用品代、施設設備費、定期券代、留学渡航費用、学習塾・スポーツ教室・お稽古事の月謝など
贈与者	父母や祖父母(直系尊属)	
受贈者	20歳以上50歳未満の子や孫(直系卑属)	30歳未満の子や孫(直系卑属)
限度額	受贈者1名につき1,000万円 (結婚費用は300万円限度)	受贈者1名につき1,500万円 (学習塾など学校以外は500万円限度)
贈与方法	信託銀行・銀行等の金融機関に金銭等を信託する	
払い出し方法	資金使途を証明する領収証等を金融機関に提出	
年齢満了時点	50歳時点で残額に贈与税を課税	30歳時点で残額に贈与税を課税
贈与者死亡時	残額は相続税課税の対象 (2割加算はしない)	非課税
適用期限	平成31年3月31日までの贈与	

表5 住宅取得資金の贈与に係る非課税限度額

契約年	適用消費税率	質の高い住宅 ^{※1}	左記以外の住宅(一般)
平成27年	—	1,500万円	1,000万円
平成28年1~9月	—	1,200万円	700万円
平成28年10月~平成29年9月	10%	3,000万円	2,500万円
	上記以外 ^{※2}	1,200万円	700万円
平成29年10月~平成30年9月	10%	1,500万円	1,000万円
	上記以外 ^{※2}	1,000万円	500万円
平成30年10月~平成31年6月	10%	1,200万円	700万円
	上記以外 ^{※2}	800万円	300万円

※1 下記のいずれかの性能を満たす住宅
①省エネルギー性が高い ②耐震性が高い ③バリアフリー性が高い

※2 消費税率8%適用のほか個人間売買による中古住宅取得で消費税が適用されない場合

※3 適用対象となる住宅用家屋の床面積は240㎡以下

※4 東日本大震災被災者の特例
・平成28年10月~平成29年9月に契約し、適用消費税率10%の場合
質の高い住宅 3,000万円 左記以外の住宅(一般) 2,500万円
・その他の場合
質の高い住宅 1,500万円 左記以外の住宅(一般) 1,000万円
・床面積の上限※3は適用されない

表6 自動車重量税・自動車取得税に係る改正の概要
○乗用車(新車)の場合

	初回車検の自動車重量税 ^{※1}	新車の自動車取得税 ^{※2}
電気自動車等	免税 ^{※4}	非課税
H32燃費基準 ^{※3} +20%達成	免税 ^{※4}	非課税
H32燃費基準 ^{※3} +10%達成	75%軽減	80%軽減
H32燃費基準 ^{※3} 達成	50%軽減	60%軽減
H27燃費基準+10%達成	25%軽減	40%軽減
H27燃費基準+5%達成		20%軽減

※1 自動車重量税は車検などの際に車検証の交付等を受ける者に課される国税

※2 自動車取得税は自動車の新規登録・移転登録の際に課される都道府県税で、消費税率が10%に引き上げられる時(平成29年4月)に廃止される

※3 H32燃費基準では、H27年燃費基準に比較しガソリン車で平均約20%の燃費向上が求められている

※4 初回車検時に自動車重量税が免税の場合は2回目も免税

消費税の引き上げに併せて、軽減税率制度の対象品目・区分経理・安定財源等について具体的な検討が進められています。

●マイナンバー制度の導入

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。マイナンバーは法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。

所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認について、マイナンバーを記入することにより住民票の提出を省略することができるようになります。(NISAの口座開設等)

●個人型確定拠出年金の適用範囲拡大

確定拠出年金制度は、老後資金を準備するための税制上で有利な制度です。期間中の運用益は何度売り買いついても非課税です。また、拠出金は所得控除の対象となります。つまり自分の老後のために積み立てると、現在の所得税・住民税が軽減されるということになります。

現在、個人型確定拠出年金制度は、自営業者や企業年金のない会社の社員だけしか利用することができませんが、今後、確定拠出年金法等が改正され、公務員や専業主婦も個人型確定拠出年金制度を利用できるようになります。公務員は年間14万4千円、

専業主婦等第3号被保険者は27万6千円が拠出金の上限となる予定です。

●固定資産税における空き家等の敷地の特例措置の除外

一定の空き家等の敷地について、固定資産税の住宅用地に係わる特例措置から除外され、本則の固定資産税(1・4%)、都市計画税(0・3%)が課税されることとなります。

※そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家、著しく衛生上有害となるおそれがある空き家、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている空き家など。

●不動産取得税・登録免許税の税率軽減措置の延長

①不動産取得税

住宅・土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置3%(本則4%)および宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の1/2とする特例措置が平成30年3月末まで3年間延長されます。

②登録免許税

住宅用家屋の所有権の保存・移転登記、住宅取得資金の貸し付け等に係る抵当権の設定登記、土地の売買による所有権の移転登記等の登録免許税の税率軽減措置が平成29年3月末まで2年間延長されます。

